

鹿児島県工事技術調査業務委託仕様書

1 調査業務の実施場所及び期間等

庁舎の名称	所在地	期間	人数	件数	調査期間	備考
鹿児島地域振興局	鹿児島市小川町3-56	2日	1人	概ね3件	R8.11～R8.12(予定)	
大隅地域振興局	鹿屋市打馬二丁目16-6	2日	1人	概ね3件		
沖永良部事務所	大島郡 和泊町手々知名134-1	2日	1人	概ね3件		
計		6日間	延べ 6人	概ね 9件		

※ 実施場所は上記庁舎のほか、各管内の工事現場を含む。

- (1) 調査業務は、3機関あわせて6日間とする。ただし、鹿児島県（以下、甲という。）と受託者（以下、乙という。）との協議の上、変更することができる。
- (2) 調査に伴う旅費相当額は、鹿児島県職員の旅費に関する条例に基づき、JR博多駅から調査地までを限度として算定し、調査費積算の基礎とする。
- (3) 見積に付する委託料は旅費相当額を含めた総額とする。

2 調査業務の実施項目

- (1) 工事技術調査
- (2) 調査結果報告書の作成及び提出
- (3) 調査結果報告書に関する照会への対応

3 工事技術調査の基準

乙は甲が定めた「鹿児島県監査実施基準」に規定された工事事務及び工事技術についての着眼点を基に、乙の専門的な見地に立って調査を行うものとする。

4 工事技術調査の内容

調査対象工事に関して、工法選定、設計、積算、施工管理、監理・監督、完成状況等の技術面について、書面及び現場による実地調査を実施する。

- (1) 甲は、調査日程を調査対象機関と調整の上、決定し、乙に通知するものとする。
- (2) 調査時間は、午前9時30分から午後4時30分までの間とし、調査対象機関までの往復に要する時間は含まないものとする。
- (3) 調査対象事業は、建設業法（昭和20年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び工事に付随する測量、調査等業務とする。
- (4) 乙は調査業務を技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士）の資格を有し、調査対象機関における主たる工種（道路、河川、港湾、ダム、橋梁、農業土木、砂防、水産土木、トンネル等）に対応した技術士を配置すること。（主たる工種については甲乙協議の上、変更することができる）

- (5) 乙は調査業務を受託するにあたり、鹿児島県の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者及びその社員等に調査をさせてはならない。

5 調査業務の実施方法等

(1) 乙の実地調査に伴う準備等

乙の実地調査に伴う次に掲げる事前準備業務は、甲が行うものとする。

ア 調査対象機関との調査日程の調整

イ 調査実施通知

ウ 調査対象機関の工事に係る「工事技術調査調書」（別紙1）及び工事関係資料の作成依頼及び収集等

エ その他甲が必要と認めた準備業務

(2) 調査対象工事の選定及び関係資料の送付等

ア 調査対象工事は、職員監査前に提出される「工事及び委託料調べ」の中から甲が選定する。

イ 甲は実地調査に必要な「工事技術調査調書」（別紙1）及び関係資料等を遅くとも実地調査日の5日前までに、調査を実施する乙に送付するものとする。

ウ 乙が実施する工事技術調査には、必要に応じて、甲の監査委員事務局職員が同行して実施するものとする。

(3) 調査結果報告書等の提出

ア 工事技術調査結果報告書の様式は、（別紙2）様式のとおりとする。

イ 工事技術調査結果報告書は、鹿児島県工事技術調査結果報告書作成要領の趣旨を踏まえ、調査技術士の専門的な識見に基づき作成するものとする。

ウ 工事技術調査結果報告書は、調査終了後甲の指定する日までに提出するものとする。

6 委託料の支払について

委託料については、前金払いをしない。

(別紙1)

工事技術調査調書

作成日()担当者()

所属名			主務課名			
工事番号			総括監督員職・氏名			
工事名						
工事場所			監督員職・氏名			
路線・河川名等						
入札方法		電子入札・一般競争入札・指名競争入札・その他			←該当しないものは消去してください	
設計額			円	予定価格	円	
当初契約	契約金額		円	変更契約	契約金額	円
	契約日				契約日	
	工期				工期	
請負者	名称		監理技術者			
	代表者		主任技術者			
	住所		現場代理人			
工期変更	【説明】→					
	有 無					
設計変更	【説明】→					
	有 無					
		変更設計額()円)				
施工採択理由 (具体的に) 及び設計方針		(設計委託の結果も含めて記載)				

<p>コスト削減への 取組内容</p>	
<p>工事概要</p>	<p>(工種、計上寸法、延長距離、箇所数、工法の概略など記載)</p>
<p>その他</p>	
<p>監査(調査) 当日の説明者 所属・職・氏名</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

- (1) 平面図、標準断面図等を添付してください。
- (2) 特記仕様書を添付してください。

(別紙2)

令和 年 月 日

鹿児島県工事技術調査結果報告書

鹿児島県監査委員事務局

局長 柿内 一樹 様

所在地
法人名
代表者名

令和 年 月 日から令和 年 月 日に実施しました工事技術調査の結果について、委託契約書第1条第3項の規定により下記のとおり提出します。

記

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 実地調査従事者 | 技 術 士 |
| 2 調査対象機関 | 鹿児島地域振興局
大隅地域振興局
沖永良部事務所 |
| 3 調査対象工事 | 別紙のとおり |
| 4 調査の結果 | 別紙のとおり |

鹿児島県工事技術調査結果報告書作成要領

令和8年度鹿児島県工事技術調査業務委託に係る調査結果報告書は、当該契約書及び仕様書のほか、この作成要領に基づき作成し、甲の指示する日時までに提出するものとする。

- 1 工事技術調査結果報告書は別紙の様式とする。
- 2 表紙のページには、調査実施日、調査場所、調査立合者、調査対象工事など必要事項を記載するものとする。
- 3 本文の記載について
 - ① 調査の範囲及び方法を記載する。
 - ② 調査対象工事及び工事内容説明者を記載する。
 - ③ 工事概要について、工事場所、工事に至った背景と工事内容等を記載する。
(記載例 参照)
 - ④ 工事技術調査の(技術士の)所見
調査にあたっての総括的所見を具体的項目をもって記載する。
 - ⑤ 工事着手前における技術調査事項を記載する。
調査、工法選定、設計及び積算単価の適否などについて所見を記載する。
 - ⑥ 工事着手後における技術的事項を記載する。
施工管理、工程管理、品質管理、工事監理、安全管理など現場の施工体制等について必要に応じて記載する。
 - ⑦ その他必要に応じて技術向上や事務改善につながる提案等があれば記載する。
 - ⑧ 各対象工事について、現地確認を行った箇所又は問題があった箇所については、現況写真等を報告書に挿入する。
 - ⑨ 工事技術調査報告書については、1工事箇所当たり3～4ページ程度にまとめる。
また、改善を要する箇所について、ア改善事項(法令等に違反し、適正でないもの)、イ留意事項(法令等に違反していないが、適正でないもの)、ウ意見(①、②以外の軽微なもの)の3種類に分けて、それぞれのアンダーラインを付すものとする。
なお、上記アに該当する場合は、法令等の根拠条項を記載すること。

【表紙】※監査対象機関ごと作成する。

令和8年度

鹿児島県工事技術調査結果報告書

令和 年 月 日

受託者名
技術士

調査実施日 :

調査場所 :

調査立合者 :

調査対象工事

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

【本文 1】

I 調査の範囲及び方法

工事技術調査は、技術的観点からの調査を主眼としているため、前回監査基準日以降、今回の調査実施日までの間に竣工した工事の中から、○件について抽出し、設計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員の説明を受けて行った。

II 調査対象工事

1. ○○第○号 道路災害復旧工事（○○線）

- (1) 工事内容説明者 ○○課 課長 ○○ ○○
 ○○課 係長 ○○ ○○
 ○○課 主任 ○○ ○○

[記載例]

(2) 工事概要

- 1) 工事場所 鹿児島県○○市△△町
2) 背景と工事内容

工事を行った原因理由等及び工事該当等を簡潔に記載すること

令和 年 月 日梅雨前線により、当該地の土羽法面崩壊が発生したため、国庫負担を利用して、その緊急対策工事を実施した。

その工事の主たる概要は以下のとおりである。

復旧延長 L=35m 復旧復員=7.9m

籠工 L=360m 芝生工 1630 m² 排水工 92m

- 3) 工事請負会社 ○△株式会社
4) 設計業務委託 □□環境技術株式会社
5) 工事監理 直営
6) 当初工期 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
 変更工期 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
7) 事業費

設計額 変更設計額

請負額 変更請負額

予定価格

落札率 %

- 8) 工事進捗率 100% (令和 年 月 日現在)

(3) 工事技術調査の所見

当工事の計画・調査・設計・積算・施工管理・試験検査・監理監督等の各段階における技術的事項について調査した結果・・・・・・・・・・であった。

(4) 工事着手前における技術調査事項

工事着手前における事項（調査結果における対応策を記載する。）

[記載例]

① 調査及び設計について

まず崩壊した斜面幅約30mについて・・・・・・・・・・確認していた。それによると・・・・は垂直方向にずれが生じていると推定される。

集中豪雨により、・・・・にそって崩壊したと推定される。今後の地下水位上昇抑制装置が、最有効手段と考えられるので・・・・工法について比較検討していた。（選定した工法は最も適切なものであった。）

（設計コンサルに委託している内容等の是非についてコメント）

② 単価及び積算

歩掛及び単価の基本は主として以下の基準、指針に数量算出は鹿児島県土木部数量算出・・・・要領に準じており・・・・であった。

また、それらにないものは、他の基準、類似工事の値を使用するか、3者見積りでの・・・・値を採用し、低減値を乗じたものとなっていた。

設計書の照査については・・・・となっていた。

工事で発生するアスファルト塊の中間処理施設の受入態勢把握が不十分であったため、当初計画より〇〇km遠い施設への変更が生じている。

事前調査を行っていれば変更の必要がなかった。

③ 積算について

山止工事に仕様する仮設鋼材運搬費の積算で、購入することとしている仮鋼材について運搬費を計上している。しかしながら、仮設鋼材の購入は現場渡し価格となっていることから運搬費は不要である。このため、積算額約〇が過大なものとなっている。

（以下必要に応じて項目を増やす）

(5) 工事着手後における技術調査事項（調査結果における対応策を記載する。）

[記載例]

① 施工管理

仮舗装工で、設計では改良部分〇〇㎡の仮舗装を行うこととしているが、施工においては、そのうち〇〇㎡の仮舗装を行わず、代替として板材による仮路を設置している。また、それを確認できる工事記録写真等の施工関係図書整備されていなかった。

② 工程管理

〇〇〇・・・・・・・・〇〇〇

③ 品質管理

〇〇〇・・・・・・・・〇〇〇

④ 工事監理

〇〇〇・・・・・・・・〇〇〇

⑤ 安全管理

高さが2 m以上で作業床を設けていない箇所で作業を行っているにもかかわらず、転落防止の対策を講じていなかった。「労働安全規則」を遵守し、不慮の事故を防止するよう請負者を指導する必要がある。

（以下必要に応じて項目を増やす）

※ 改善等が必要とされる場合

[記載例]

① ・ ・ ・ 規定されており、 ・ ・ ・ には必ず記載しなければならない。記載するよう指導されたい。

② 本工事の主要な工種である ・ ・ 製作における ・ ・ ・ ・ ・ の記載がない。施工計画書を受理する際には内容の確認と施工業者への指導をされたい。

③ ・ ・ 確認は ・ ・ 試験で行うこととなっているが、 ・ ・ 試験が ・ ・ 事項として記載されていない。重要事項であり必ず明記する必要がある。

④ 特記仕様書第〇条に規定されている事項について、 ・ ・ については具体性に乏しく、 ・ ・ に関する記述がない。施工計画書を受理する際に指摘し、具体的に記載するよう指導をされたい。

⑤ 工種明細表「 ・ ・ ・ ・ 」中の ・ ・ ・ 運搬距離が〇km となっているが、正しい距離は□km であり積算を誤っている。

⑥ . . . について、□m 以上となっているが、正しくは . . . を用い○m 以上の . . . となっている。照査を十分に行う必要がある。

※ ①改善事項（法令等に違反し適正でないもの）、②留意事項（法令等に違反していないが適正でないもの）、③意見（①、②以外の軽微なもの）には、それぞれのアンダーラインを付すこと。また①改善事項（法令等に違反し適正でないもの）に該当する場合は、必ず根拠条項を記載すること。

(6) 付加価値を向上させる提案

① ○○について
（以下必要に応じて項目を増やす）

(7) 現地写真

各対象工事について、現地確認を行った箇所については全景写真を1～2枚程度報告書に挿入すること。

2. ○○第○号 道路改良工事（○○線）

・
・

（以下前記の例により作成）